

## 第1回山梨県食の安全・安心審議会議事録

平成26年8月25日掲載

日 時 平成26年7月28日（月）午後1時30分～3時

場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者 （敬称略）

（委員）：石川委員、漆原委員、大塩委員、長田委員、加藤委員、神宮司委員、  
田草川委員、登田委員、三神委員、弓田委員（50音順）

（事務局）：企画県民部 堀内部長

消費生活安全課 古屋課長、広瀬総括課長補佐、小沢課長補佐、  
広瀬主査、小林職員、小田切職員

兼務職員 衛生薬務課 浅山課長補佐、健康増進課 大澤衛生指導監、  
林業振興課 白井課長補佐、果樹食品流通課 向井副主幹、  
畜産課 菊島課長補佐、農業技術課 近藤課長補佐、  
スポーツ健康課 白滝課長補佐

傍聴者等の数 2名

### 会議次第

- 1 開会
- 2 任命書の交付
- 3 企画県民部長あいさつ
- 4 会長及び副会長の選任
- 5 議事
  - (1) 「山梨県食の安全・安心推進計画」の推進状況について
  - (2) 食の安全・安心に関わる事項について
  - (3) その他
- 6 その他
- 7 閉会

### 概 要

- 1 開会 司会：消費生活安全課 広瀬総括課長補佐
- 2 任命書の交付
- 3 企画県民部長あいさつ  
（資料確認）
- 4 会長及び副会長の選任
  - 委員から事務局一任との提案。委員了承し、三神委員を会長に、漆原委員を副会長に選任。（会長あいさつ）

## 5 議事

(進行：議長(会長))

(1)「山梨県食の安全・安心推進計画」の推進状況について

- 事務局から、「山梨県食の安全・安心推進計画」の推進状況について、資料1により説明。
- 質疑は以下のとおり

### ・ 計画の推進状況の詳細について

(A委員) 今ご説明いただきました資料1の(1)食品等の安全性の確保に向けた生産者・事業者等の自主的な取組の促進と監視指導の徹底の中の4番目にあります、「栄養士、調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会への参加者数」が推進状況として下矢印になっているんですけども、平成25年度実績はどこの数を拾っているのか。県が主催をした事業なのか、市町村もなのか、各市町村の食生活改善推進員はさらに各地域でも活動していますので、そういう数を拾うとかなりの数になるのだと思うんですけども。それも含めて教えていただければと思います。

(議長) お願いいたします。

(事務局) 健康増進課の大澤と申します。参加者数ですが、これは県が会議・研修会等に行き行って講習(話)をしたものを表示してあります。例えば食生活改善推進員さんの研修会になりますと、市町村が主体になりまして年に数回の講座があるんですけども、そのうち県職員が行って話をしたもの、あるいは、調理師であれば調理師を集めた中で県が話をするとか県が主催して研修会をしたものが入っています。ですから、例えば栄養士会が独自で研修会をやってその参加者数というのはこの中には入っていないくて、あくまでも県がそこに行って色んな食の安全・安心に関わる啓発等の話をしたということで目標数値を決めています。その進捗状況がそのようになっているということです。なかなか伸びないというのは先ほど古屋課長からも話があったように、会員数が減っているというようなこともあつたりしますけれども、なんとかたくさんの方に話を聞いていただけるように広報等もしっかりしながら、関係団体等の力も借りながらなんとか増やしていきたいと思っています。

(議長) ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。他にございませんでしょうか。特別ございませんようでしたら次に進ませていただきたいと思います。

それでは議事の2「食の安全・安心に関わる事項について」事務局からご説明をお願いいたします。

(2) 食の安全・安心に関わる事項について

○ 事務局から、「平成25年度食品衛生監視指導計画の実施結果について」資料2-1、「平成26年度食品衛生監視指導計画の実施状況について」資料2-2により説明。

(議長) ありがとうございます。平成25年度食品衛生監視指導計画の実施結果等についてのご説明が終わりました。この件についてご質問がございましたらお願いいたします。

はい、どうぞB委員。

・ 苦情食品の調査実施状況について

(B委員) 初めての参加でよく分からないことが多くてすみません。よろしく願いいたします。資料2-1の3ページの「5 苦情食品の調査実施状況について」の表の部分で「その他」というところがありますが、「その他」というのはどういうものなのでしょうか。

(事務局) 「その他」ですけれども、項目には入っていない異味異臭がその他というところに含まれておりまして、8検体中異味異臭というのが大部分を占めております。あと、サラダなどの加工品につきましては野菜の色が悪いというような苦情があったところでございます。

(B委員) ありがとうございます。

(議長) はい、ありがとうございます。他にございますか。

A委員どうぞ。

(A委員) 今の資料の別紙1ですけれども、A、B、C、D、Eランクの「許可を要しない施設」というのはどんな施設を言っているのか。Eは5, 813件という数なんですけれども、どんな施設なのかということと、次の別紙2のアイスクリーム類・氷菓の違反数の5というのとはどんなものか。大腸菌かなと思ったんですが、どんなものがあるのかを教えてくださいたいと思います。

(議長) 許可を要しない施設のことについての説明をお願いします。

(事務局) まず別紙1の許可を要しない施設でございますけれども、こちらは例えば地元の野菜とか野生のきのこなんかを販売しているような道の駅ですとか、小さいところでは八百屋さんのようなところは許可の必要がないことになっております。また、一般の商店の中でアイスクリームやパンなどを売っているようなところがございまして、それらも許可を要しない施設ということになります。あと、学校の給食センターのようなところ

ろもBの方に入ってくると思うんですけどもそういうところも許可を要しない集団給食施設ということで、ランクの高いところに含まれております。

(議長) はい。ありがとうございました。よろしゅうございましょうか。

(B委員) 特定給食施設はすべてBに入るという訳ではないんですか。

(事務局) 食数等によってBに入るところとCに入るところがございます。それから、特定給食施設の中にも許可を取っている委託業者さんは違うというところもございます。

(議長) ありがとうございます。ではアイスクリームのことについてお願いいたします。

(事務局) こちらですけれども内容は、資料2-1の2ページを開けていただきたいと思っております。下の4の「違反食品の発見状況」というところにアイスクリーム、ラクトアイスというのが7月～8月にありますが、B委員の言うとおり大腸菌群の発生という形で、観光売店なんかでソフトクリームを買うことがあると思います。ソフトクリームを作る機械で水とアイスクリームパウダーを混ぜて作るんですけども、夏場になるとものすごい数が1日に出るんです。毎日売店の方できれいに洗浄して塩素消毒をするんですけども、ただ、ものすごい数が出てしまいますとだんだん汚れが溜まってきてしまって、ソフトクリーム規格基準では大腸菌群が含まれてはいけないのですけれども、汚れの指標となる大腸菌群が見つかったという事例が5検体ありました。ただ、幸い菌が増殖する前に食べていたということで、健康被害の発生に至ることはございませんでした。

(議長) ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。他には。

はい、どうぞC委員。

(C委員) 私は、要望なんですけど、分かれば後で教えていただければ結構なんですけれども、26年度の食品衛生監視指導計画は前回は(案)として、まだ全部固まっていないのというお話だったと思いますが、その理由が30数件の意見があって、その調整・反映ということだったと思うのですが、こちらには(案)が定まった形だと思います。その反映されたところがあるのかどうか。パブリックコメントですと、ホームページを見たら、どういったパブリックコメントが出て、それに対して県の考え方が掲載されているんですが、私があたった範囲ではそういうのがなかったので、どういう意見が出されて、それに対して県はどういう考えで最終的にこの指導計画になったのかということについて知りたいものですから。理由は、消費生活安全課長名でこの計画に対する意見を出すようにと通知があったんです。そこで、私どもはそれを受けて生協連の理事会で検討して意見を出し

たんですが、そういう意見に対して県の検討結果が分からないということです。次回また同じ事が無いようにということもあるんですが、その辺のことについては後ほど結構ですが、どういう意見に対してどういう考え方をお持ちになったのか、反映されたものがあれば指導計画の中のどの部分なのか、直接の意見ではなくて申し訳ないですが、今後続く問題だと思いますので、よろしく願いいたします。

(議長) 今のご意見についてのお答えをいただけるのでしょうか。それとも、平成26年度食品衛生監視指導計画の実施状況について先ほどご説明がありましたが、その点についてのご質問をいただいてからの方がよろしいでしょうか。

(事務局) 今いただいた質問に関してお話をさせていただきます。昨年度策定した山梨県食品衛生監視指導計画でございますけれども、通常県の県民意見募集制度は担当課と打ち合わせをしてパブリックコメントを実施するんですけれども、今回の監視指導計画につきましては、県の行っているパブリックコメント制度の対象には含まれないということになり、実際に通常やっておりますパブリックコメント制度とは違う形をとらせていただいております。衛生薬務課のホームページの方で意見募集をさせていただく他に、今日お見えの関係団体の方にも、お知らせをしまして意見を募集するというかたちの意見募集をさせていただいているところでございます。あと、こちらにいただいた意見を何件か取り入れたところがありまして、今、細かいところまでは言えないですけれども、食品の取扱い指導のところと、あと、情報公開につきましては、検査の実施状況について、随時検査結果をホームページに掲載させていただいたり、月ごとに収去検査結果を掲載させていただいており、そのような形で情報提供させていただいております。食品の取扱いについては9ページの第6の1共通事項(1)衛生的な食品及び器具類の取扱いについて 特に器具の取扱いについては、いただいた意見に基づきまして③番④番を修正させていただいたところでございます。すべて網羅できていないですし、私の覚えている範囲ですけれども、今後、いただいた意見をこの様に反映したということには分かるように検討させていただきたいと思います。

(議長) それではC委員、後ほどさらに詳しくということでもよろしゅうございましょうか。

(C委員) 後で教えていただけるものがあれば、お願いしたいと思います。

(議長) はい。他にございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、続けさせていただきます。平成26年度の林業振興課のお話をいただいてよろしゅうございますか。よろしく願いいたします。

○ 事務局から、「平成26年度特用林産物と野生獣肉の放射性物質検査計画について」資料2-3により説明。

(議長) ありがとうございます。それでは事務局のご説明が終わりました。ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞD委員。

・ 野生きのこの放射性物質について

(D委員) 今、野生きのこのお話だったんですが、県産ということで、どのくらいの種類がどのくらいの量流通にのっているのかなと思ひまして。野生きのこを出荷制限にかけるということは、流通にのるものに対して検査をするということよろしいですか。それとも、自由に採る野生きのこも考えての事なのか、それが私にはわからなかったの。

(事務局) 基本的に3市町村以外では直売所等での販売は可能ですが、3市町村内で採られたきのこが他の市町村で売られることがないように、パトロールをする中で販売所、例えば峠を越した<sup>くになか</sup>国中の販売所でもきのこの確認をすると共に、3市町村のきのこは採らない、売らないように指導しております。検査は流通しているきのこということではなくて、現地で発生したきのこをその都度採取しまして、全県下3市町村以外で発生したきのこも含めて、採取して検査をしております。

(議長) D委員のご質問は、どのくらい野生きのこが流通しているか、というご質問だったんですけれども。

(事務局) 流通している野生きのこにつきまして販売の数量を確認することは難しい状況です。

(D委員) 種類とかはどうやって選んでいるのでしょうか。

(事務局) 基本的に、食用とされる主な野生きのこであれば種類にかかわらず採れたものは持ち込んで検査をしています。この2年間検査してきている中で、放射性物質の値が高い傾向にあるきのこの種類もございますから、これらを中心として検査をするようにしています。今まで、基準値以下だった種類は検査をしないという事ではなくて、採れたものは検査にまわすということで検査をしております。ですので、昨年は一昨年よりも発生量が多かったため、検体数も多く検査をしているという状況です。その辺は定めないで発生したものは検査をするということを基本的にやっております。

(議長) よろしいでしょうか。野生ですから難しいところではあると思います。

(事務局) 野生きのこは基準値を超える放射性物質が出ていますが、普通に栽培しているきのこか山菜は基準値以下ですので、その辺は安心して食べていただければ良いと思います。栽培きのこやタケノコにつきましては国の検査の対象にはなっていないのですが、県内でもタケノコを南部や富沢で栽培していることから、安全・安心の面から検査を継続しています。

(議長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にございますか、ご質問。それではどうもありがとうございました。

それでは次の「平成26年度県産農産物の放射性物質検査計画について」ご説明をお願いいたします。

○ 事務局から、「平成26年度県産農産物の放射性物質検査計画について」資料2-4により説明。

(議長) はい、どうもありがとうございました。説明が終わりました。ご質問ございますでしょうか。すべて安全だということでございますからご安心いただければと思います。よろしゅうございますか。

それでは引き続きまして「やまなし食の安全・食育推進大会について」のご説明をお願いいたします。

○ 事務局から、「やまなし食の安全・食育推進大会について」資料2-5により説明。

(議長) ありがとうございます。ご説明が終わりましたけれども、ご質問ございますでしょうか。9月10日の13時30分からということで、表彰のことにつきましても資料をご覧になりましてご協力をお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、「平成26年度第1回広域食品表示合同調査の結果について」ご説明をお願いいたします。

○ 事務局から、「平成26年度第1回広域食品表示合同調査の結果について」資料2-6、「平成25年度食品安全110番受付状況」資料2-7により説明。

(議長) ありがとうございます。食品表示合同調査と食品安全110番の受付状況についてご説明いただきました。ご質問ございませんでしょうか。110番の方もよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは「食品等の自主回収情報について」ご説明をお願いいたします。

○ 事務局から、「食品等の自主回収情報について」資料2-8により説明。

(議長) ありがとうございます。この件に関しまして、よろしゅうございましょうか。それでは先に進ませていただきます。

「景品表示法の改正について」をお願いいたします。

○ 事務局から、「景品表示法の改正について」資料2-9により説明。

(議長) ありがとうございます。景品表示法の改正についてですがよろしゅうございましょうか。それでは先に進ませていただきます。

「食品表示法に基づく食品表示基準(案)について」でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 事務局から、「食品表示法に基づく食品表示基準(案)について」資料2-10により説明。

(議長) ありがとうございます。大変大事なことでございますのでお目通しをいただきたいと思えます。何か本当にこれだけはこのご質問でございますでしょうか。

はい、どうぞA委員。

・ 加工食品の原料原産地表示について

(A委員) この4ページのその他にあります、加工食品の原料原産地表示の取扱いは今後の検討課題となっておりますが、今回のものには載っていないということですか。

(事務局) はい、この資料に関しましては前の資料を使っておりますので。

(A委員) ざっと見たところ載ってなかったようなので。一度調べてみます。ただ、この間の中国産の事件があったので、検討していただきたいなと思ったので。



(議長) ありがとうございます。それではまたどうぞよろしく願いいたします。他にございますでしょうか。

それでは続きましてその他でございます。事務局から何かございますでしょうか。

(事務局) はい。

○ 事務局から、「消費生活情報誌 かいじ号 夏号 (No. 117)」の説明。

(議長) ありがとうございます。大変大部ご説明をいただきましたが、ここまでの議題に何かこれだけはあるような皆様からのご意見がございますでしょうか。今までご説明いただきましたことにつきましてはお答えを頂戴いたしましたので、その他に何かございましたら。

はい、A委員。

・ 中国の期限切れ鶏肉の事件について

(A委員) 今回の中国の鶏肉の事件で、県民の方から何か意見とか、情報が、事務局や衛生薬務課に来ているかどうか、その辺のところをお聞きしたい。

(議長) よろしく願いいたします。

(事務局) 衛生薬務課の浅山でございます。昨今中国の鶏肉の使用期限が切れていたものの使用というかたちで世間を賑わしておりますけれども、山梨県内におきましては、各保健所や衛生薬務課もそうなんですけれども、県民の方から具合が悪くなったとか、苦情等は今のところ寄せられておりません。消費生活安全課とも食品安全110番へも情報は寄せられていないということで連絡を取り合い、情報共有を行いながら対応しているところでございまして、今のところ県内の方からは、情報をいただいている状況でございます。また、今のところは厚生労働省からも県の方で何かしなさいという指示は無い状況でございます。各都道府県も今大変苦労しているところでございます。現状ではマクドナルドや、ファミリーマートの方も対象製品は販売を中止しているというところで、県内の施設にも現品は残っていない状況になっているとは聞いております。

(議長) ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。ご安心いただいたところで。

大変司会の不手際で時間が長くなりまして申し訳ございませんでした。以上をもちまして議事を終了させていただきます。議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

## 6 その他

### ・ あいさつ

(事務局) 本日は色々と長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。この審議会の今後の開催についての事務局の考え方なんですけれども、例えば、先ほどお話をさせていただきました推進大会の開催等の情報は、順次それぞれの委員さんにお知らせさせていただきます。実際、このようなかたちで集まっていただくというのは、このあと食の安全・安心に関わる重大事項等が発生し、緊急にご審議していただく案件が出た場合には、またお集まりをいただきたいと思うのですが、特にそれがなければ、お集まりいただいて審議していただくというのは、今年度は年明けの3月に、次年度の衛生監視指導計画ですとか、今後の業務を推進していくための計画等のお諮りをさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 7 閉会